

経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用)
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、経済産業大臣意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の7第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の10(同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ)第2項の規定により、当該開始通知書による輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下「申立不正競争差止請求権者」という。)への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第69条の10第1項の規定により、当該期間内に経済産業大臣意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

2. 申立不正競争差止請求権者への通知日

令和 年 月 日

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続き取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後 (認定手続中に限る。)、当該請求を行うことができます。

- ・ 本件通知による延期後の期間末日
- ・ 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日	申立不正競争差止請求権者が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して 10 日を経過する日 (行政機関の休日 (土日、祝日、年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)) の日数を算入しない。)
二十日経過日	税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日 (行政機関の休日の日数を算入しない。)

なお、上記 2(2)の・の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。